



未分割遺産から生じる 所得は誰のもの？

税理士・CFP® 越 智 浩



Q. 未分割遺産から生じる所得についての税務

本年6月、貸しビル業を営む父甲（青色申告者であり、消費税課税事業者。賃貸収入＝課税売上高3,300万円前後が5年以上。）が亡くなりました。相続人は、長男A、次男である私B及び妹である長女Cの3人です。母乙は10年以上前に亡くなっています。父甲の遺言書はなく、現在、遺産分割協議中です。

ここ数年入退院を繰り返していた父甲に代わって、同居している長男Aが不動産収入を含め、父甲の事業すべてを管理していました。父甲の死後、長男A名義の預金口座に賃貸収入が入金しています。私Bはサラリーマンをしており、地方に赴任中です。妹Cも嫁ぎ先が遠方で専業主婦をしており、二人とも父甲の事業には全く関わっていません。

相続人3人が集まることは滅多になく、近々、遺産分割協議が整うことはないと思います。来年の確定申告において、未分割の遺産から生じた不動産所得は、長男Aがすべて申告しても良いでしょうか。



A. 法定相続分による申告

1人の相続人が遺産のすべてを管理して他の相続人に内容を知らせず、相続人間の遺産分割協議が全く進まないこともよくある。共同相続人間でどうしても遺産分割協議がまとまらない場合には、遺産分割調停事件として家庭裁判所の調停に付されることになる。『おまえ（兄？弟？姉？妹？）は、まったく親のめんどうをみなかつたじゃないか！』といった感情的なモツれから、良い財産（収益性が高く、見栄えの良い？）を誰が相続するかといった明白な利害対立まで、分割協議が整わず長引く理由は様々であるが、調停による遺産分割協議の成立とは関係なく、確定申告期限も相続税申告期限も到来する。

相続財産について遺産分割が確定するまでは、民法により共同相続人間の共有に属することとなる。この場合の共有割合は、「法定相続分」「代襲相続分」「指定相続分」であるが、設例においては、遺言による「指定相続分」はないので、『法定相続分』によることとなる。つまり、相続財産は各相続人1/3ずつの共有ということになり、遺産が未分割のまま確定申告期が到来したとき、未分割遺産から生じた不動産所得も『法定相続分』に応じて同じく1/3ずつ各相続人に帰属し、各相続人がそれぞれ所得税の確定申告をすることになる。設例のように、共同相続人のうち特定の相続人が未分割遺産から生じる収益をすべて管理していたとしても、遺産分割協議が成立し、どの相続人がどの財産を相続するのか確定するまでは毎年、『法定相続分』に応じて確定申告することになる。すべてを長男Aの所得として申告することはできない。

なお、その後に成立した遺産分割協議の効果は、遺産未分割期間中に行われた『法定相続分』による所得の帰属及びそれによる申告には影響を及ぼさず、分割確定を事由とする更正の請求または修正申告を行うことはできない。

消費税においては、この設例の場合、『相続があった場合の納税義務の免除の特例』（被相続人甲の基準期間：3,300万円×1/3（法定相続分）=1,100万円>1,000万円超 消費税の納税義務あり。）が適用されることになる。従って、所得税と同様、設例における未分割遺産から生じた賃貸収入＝課税売上高は、『法定相続分』に応じて1/3ずつ各相続人に帰属し、各相続人がそれぞれ消費税の確定申告をすることになる。なお、相続開始年の12月31日までに『簡易課税制度選択届出書』を納税地の所轄税務署に提出すれば、相続開始年分から簡易課税により消費税額を計算することができる。

以上のように、相続開始と同時に遺産が共同相続人間の共有となり、債務も共同相続人に承継されるという相続法の下では、一面、税務申告とはあまり縁のないサラリーマンや専業主婦にも降って湧いたように納税義務が課されるという見方もできる。『争続』とも言われる今日、相続人間にあまりに牧歌的な連帯を求めすぎていないだろうか。